

介護保険施設等における感染症発生時の職員派遣 Q & A

R2. 12. 25 現在

I 派遣の枠組み	2
問 1 何のために職員派遣の枠組みを作るのですか？.....	2
問 2 感染症が発生した施設が、他の施設と個別に協議すればいいのではないですか？.....	2
問 3 派遣職員の候補者名簿を作成するのはなぜですか？.....	4
問 4 候補者名簿には何人の職員を登録すればよいのですか？.....	4
問 5 候補者名簿にはいつまでに職員を登録すればよいのですか？.....	4
問 6 候補者名簿に登録する職員の職種はどうなりますか？.....	4
II 派遣までの流れ（派遣を受ける施設向け）	4
問 7 健康長寿推進課にはどのタイミングで連絡すればよいですか？.....	4
問 8 施設の職員・入所者の家族がPCR検査を受けた場合はどうですか？.....	4
問 9 施設の職員・入所者がPCR検査で陽性となったら、どうすればよいですか？.....	4
問 10 同一法人内での配置換え等で対応できず、職員が不足する場合はどうすればよいのですか？.....	4
問 11 どの程度職員が不足した場合に、派遣を依頼することができますか？.....	5
問 12 職員の派遣は、いつ決定されますか？.....	5
問 13 派遣協定を締結する必要はあるのですか？.....	5
問 14 派遣協定のひな形はありますか？.....	5
III 派遣までの流れ（派遣を行う施設向け）	5
問 15 感染症発生施設に派遣する職員は、どのように選ばれるのですか？.....	5
問 16 候補者名簿に登録した職員と別の職員を派遣してもよいのですか？.....	5
問 17 1つの施設から、何人の職員を派遣すればよいのですか？.....	5
問 18 職員を派遣した場合に人員基準等を満たさなくなるときはどうするのですか？.....	5
問 19 職員の派遣について協議を受けたら、承諾しなければならないのですか？.....	6
IV 派遣条件	6
問 20 派遣業務の扱いはどうなりますか？.....	6
問 21 派遣業務ではどのようなことをするのですか？.....	6
問 22 派遣職員は感染者や濃厚接触者の介護をしなければなりませんか？.....	6
問 23 派遣職員は感染者や濃厚接触者と同じエリアで業務をしなければなりませんか？.....	6
問 24 1つの施設への派遣期間はどれくらいになりますか？.....	6
問 25 1人の職員の派遣期間はどれくらいになりますか？.....	6
問 26 派遣期間が終わったら、すぐに元の施設での勤務に復帰するのですか？.....	7
問 27 派遣期間中に感染者に近づく機会があった場合、PCR検査は受けられますか？.....	7
問 28 休日や勤務時間、休憩時間はどうなりますか？.....	7
問 29 休日勤務や時間外勤務はあるのですか？.....	7
問 30 派遣期間中の給与は、誰が負担するのですか？.....	7
問 31 派遣職員の交通費・宿泊費は、誰が負担するのですか？.....	8
問 32 県が負担する交通費・宿泊費は、どのように支払われますか？.....	8
問 33 社会保険、労災保険等はどうなりますか？.....	8
問 34 マスク、消毒液等は支給されますか？.....	8
問 35 派遣期間中に、派遣元の施設で感染症が発生した場合はどうなりますか？.....	8
問 36 派遣職員が入所者に怪我をさせた場合などの責任はどうなりますか？.....	8
問 37 派遣職員として派遣された場合、割増賃金（危険手当）は支給されますか？.....	8
問 38 派遣職員が新型コロナに罹患した場合に備えて保険に加入した場合、保険料は支給されますか？.....	9

I 派遣の枠組み

問1 何のために職員派遣の枠組みを作るのですか？

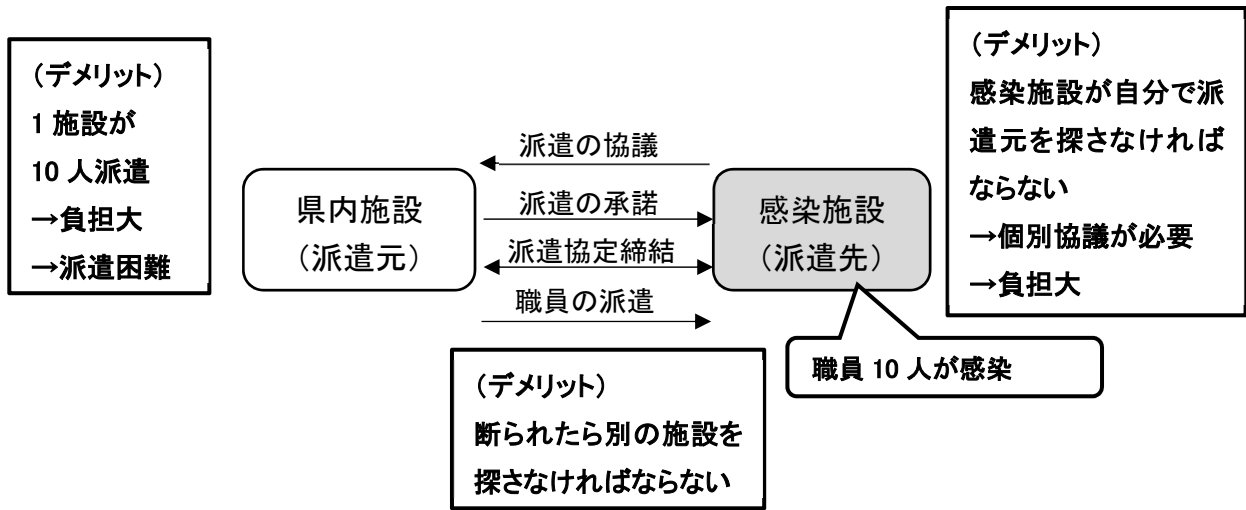
答 県内施設で感染症が発生した場合に迅速に対応するためです。
高齢者等を介護する施設で職員・入所者が新型コロナウイルスに感染し、入院を余儀なくされた場合でも、残った入所者への介護は継続しなければなりません。職員の入院や自宅待機が多数に及んだ場合、介護を続けることが困難となりますが、その時になってから応援の検討を始めたのでは、対応が遅れ、入所者の命に関わるおそれがあります。そのため、県内施設で感染症が発生した場合に迅速に対応できるよう、あらかじめ職員派遣のための枠組みを作っておく必要があります。

問2 感染症が発生した施設が、他の施設と個別に協議すればいいのではないですか？

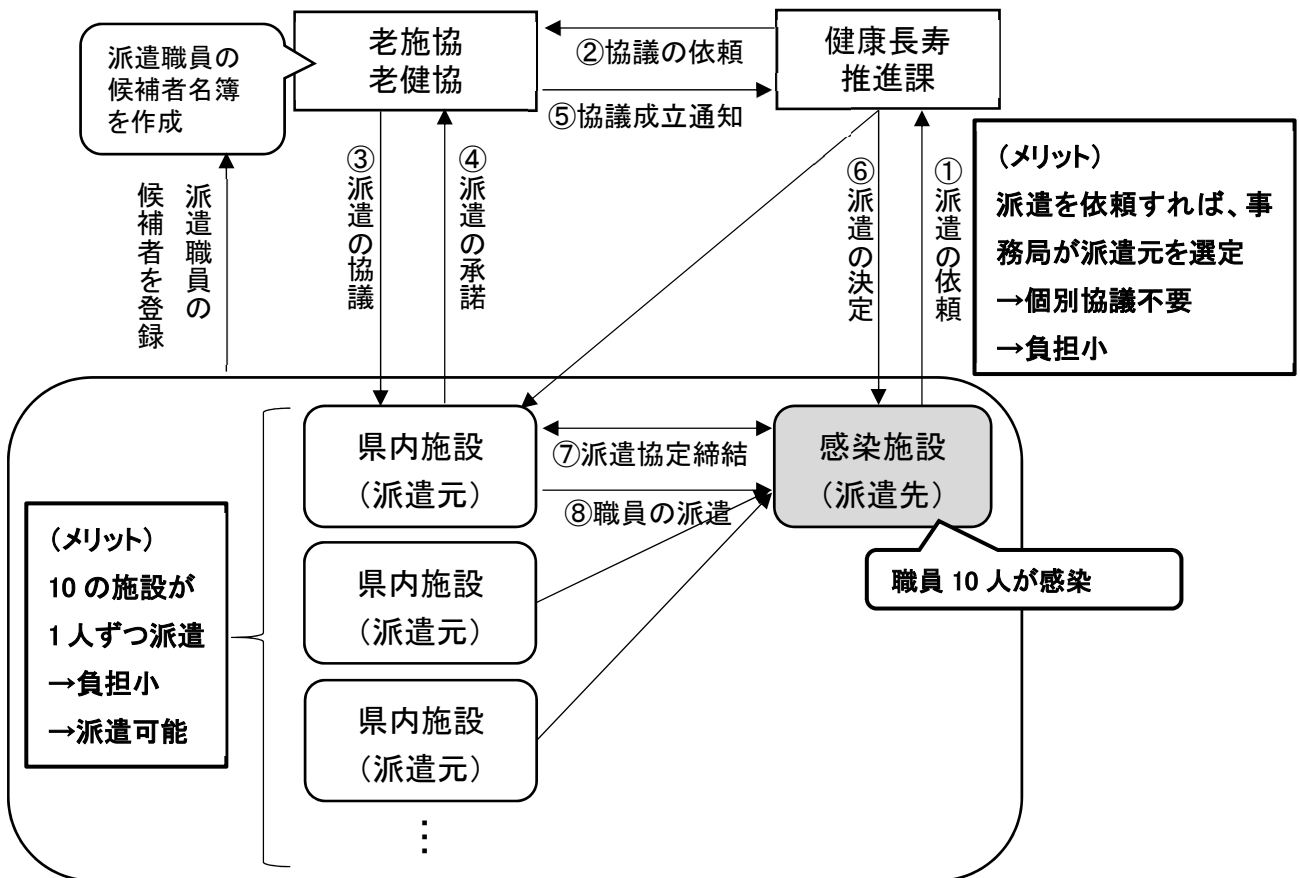
答 感染症が発生した施設が他の施設と個別に協議するのは、大きな負担となります。例えば、自らの施設で10人の職員が感染した場合に、他の施設に10人の応援を頼んだとしても、負担が大きく、頼まれた施設からの派遣は困難と考えられます。また、派遣を断られた場合は、別の施設を探さなければならなくなり、協議を行うだけでも相当な業務負担となります。
そもそも、事前の準備や合意がないまま、他の施設に応援を頼んでも、それに即座に応じることができる施設はほとんどないのではないのでしょうか。
今回の枠組みでは、感染症発生施設が他の施設と個別に協議する負担を軽減できるだけでなく、県内施設全体で、感染症発生時のための準備と合意を行うことが可能となります。

(具体例) 感染施設で職員 10 人が感染した場合

■ 枠組みがないデメリット



■ 枠組みがあるメリット



- 問3 派遣職員の候補者名簿を作成するのはなぜですか？**
答 あらかじめ候補者を登録してもらうことにより、感染症発生時に派遣できる職員の
目途をつけ、迅速に派遣できるようにするためです。
もちろん、登録していた候補者が都合が悪くなってしまう場合もあると思われます。
その場合は、施設内の他の職員を候補者に立てていただくよう、ご協力をお願い
いたします。
- 問4 候補者名簿には何人の職員を登録すればよいのですか？**
答 各施設から1人の職員を登録していただくことを想定しています。
各施設の負担をおさえ、県内施設に広く協力を求めるため、1人の職員を登録す
れば、職員派遣の枠組みに入れるようにしています。
- 問5 候補者名簿にはいつまでに職員を登録すればよいのですか？**
答 候補者名簿の登録については、特に期限は設けず、随時受け付けます。
- 問6 候補者名簿に登録する職員の職種はどうなりますか？**
答 現時点では、介護職員、看護職員、理学療法士等の登録を想定しています。

II 派遣までの流れ（派遣を受ける施設向け）

- 問7 健康長寿推進課にはどのタイミングで連絡すればよいですか？**
答 施設の職員または入所者がPCR検査を受けたことが判明した時点で、電話でご連
絡ください。その後、PCR検査で陽性となった場合には、あらためてご連絡く
ださい。職員の派遣に向けた手続を開始します。問9参照。
- 問8 施設の職員・入所者の家族がPCR検査を受けた場合はどうですか？**
答 施設の職員・入所者の家族がPCR検査を受けた時点では、連絡は不要です。
その後、家族だけでなく、施設の職員または入所者もPCR検査を受けることとな
った場合は、それが判明した時点で、電話でご連絡ください。
- 問9 施設の職員・入所者がPCR検査で陽性になったら、どうすればよいですか？**
答 感染した職員が隔離された結果、介護を行う職員が不足すると見込まれるときは、
同一法人内の職員を当該施設に配置する等の措置を検討してください。併設する短
期入所生活介護事業所等がある場合は、利用者・家族の了承を得た上で、一時帰宅
してもらって入所者数を減らすなどの措置も検討してください。
- 問10 同一法人内での配置換え等で対応できず、職員が不足する場合はどうすればよいで
すか？**
答 県に電話でご連絡いただいた上で、職員派遣依頼書をFAXしてください。

問11 どの程度職員が不足した場合に、派遣を依頼することができますか？

答 原則として、隔離により勤務できなくなった介護職員の人数分だけ、職員を派遣します。その後、職員の不足が解消されていくようであれば、段階的に派遣を引き上げます。

問12 職員の派遣は、いつ決定されますか？

答 派遣元となる施設の開設者と協議が成立したら、県が派遣を決定し、派遣決定通知書を送ります。

問13 派遣協定を締結する必要はあるのですか？

答 職員を登録した施設同士の相互協力の枠組みですので、派遣元と派遣先の法人同士で取り決めをする必要があります。派遣期間中の各勤務日ごとに、勤務時間等を決めて、派遣協定に盛り込んでください。問 28 参照。

問14 派遣協定のひな形はありますか？

答 県が用意したひな形があります。

派遣を決定する際に、県から派遣協定書の案をお送りしますので、それを参考に協定を締結してください。

Ⅲ 派遣までの流れ（派遣を行う施設向け）

問15 感染症発生施設に派遣する職員は、どのように選ばれるのですか？

答 原則として、感染症発生施設と同一の圏域（甲府、中北、峡東、峡南、富士・東部）の施設の中から、個々の登録施設の職員数等を考慮し、老施協・老健協が候補者を選定します。ただし、不足する人数が多く、同一の圏域だけでは人数が足りないような場合は、他の圏域の施設からも候補者を選定します。

問16 候補者名簿に登録した職員と別の職員を派遣してもよいのですか？

答 職員を派遣していただけるのであれば、別の職員でも構いません。

問17 1つの施設から、何人の職員を派遣すればよいのですか？

答 1つの施設からは、1人の職員を派遣していただくことを想定しています。

問18 職員を派遣した場合に人員基準等を満たさなくなるときはどうするのですか？

答 この枠組みによる職員派遣は、新型コロナウイルス感染症への対応に当たりますので、厚生労働省の通知に基づき、一時的に人員基準等を満たさなくなる場合にも柔軟な取扱いを行います。

問19 職員の派遣について協議を受けたら、承諾しなければならないのですか？

答 職員を登録した施設同士の相互協力の枠組みですので、可能な限りご協力くださるようお願いいたします。

IV 派遣条件

問20 派遣業務の扱いはどうなりますか？

答 派遣業務は、派遣元からの出張扱いとなります（派遣協定第1条）。
派遣職員は、派遣元の指揮監督で派遣業務に従事します（派遣協定第2条）。
ただ、派遣職員が介護する入所者の特性や、派遣先施設の設備の状況など、派遣先施設に特有の事柄について、派遣先からの助言を受けることとなります（同条）。

問21 派遣業務ではどのようなことをするのですか？

答 派遣業務では、原則として、入所者の介護を行います。具体的な内容は派遣協定で定めます（派遣協定第2条、別表）。

問22 派遣職員は感染者や濃厚接触者の介護をしなければなりませんか？

答 原則として、感染者、濃厚接触者等の介護は、派遣職員ではなく派遣先の職員が行うこととします。
ただし、派遣先の職員の大半が感染してしまった場合など、特別な事情がある場合は、事前に派遣元及び派遣職員に同意をいただいた上で、派遣職員に感染者、濃厚接触者等の介護をしていただく場合があります。
いずれの場合も、派遣業務の内容は派遣協定で定めます（派遣協定第2条、別表）。

問23 派遣職員は感染者や濃厚接触者と同じエリアで業務をしなければなりませんか？

答 派遣職員は、原則として、感染者、濃厚接触者等がいる場所とは別のエリアで業務をしていただくことを想定しています。
ただし、派遣先の職員の大半が感染してしまった場合など、特別な事情がある場合は、事前に派遣元及び派遣職員に同意をいただいた上で、感染者、濃厚接触者等がいる場所で介護をしていただく場合があります。
いずれの場合も、具体的な場所は派遣協定で定め、建物、階数等を特定します（派遣協定第3条、別表）。

問24 1つの施設への派遣期間はどれくらいになりますか？

答 1つの施設への派遣期間は、原則として2週間です。
職員の不足が2週間を超えると見込まれる場合は、別途調整します。

問25 1人の職員の派遣期間はどれくらいになりますか？

答 1人の派遣職員の派遣期間は、原則として1週間です。ただし、派遣元と派遣職員

が同意する場合は、派遣期間を2週間とすることができます。
いずれの場合も、派遣期間は派遣協定で定めます（派遣協定第5条）。

（具体例）

- ・施設Xにおいて感染症が発生し、3人の職員が不足。
- ・近隣の施設A～Fから職員を派遣することに決定。
- ・施設Xの開設者と施設A～Fの開設者は、それぞれ派遣協定を締結。

1週間目	2週間目	2週間を超える場合
施設Aから1人派遣	施設Dから1人派遣	別途調整
施設Bから1人派遣	施設Eから1人派遣	
施設Cから1人派遣	施設Fから1人派遣	
計 3人	計 3人	

問26 派遣期間が終わったら、すぐに元の施設での勤務に復帰するのですか？

答 派遣期間が終わった場合、派遣職員の健康観察のために、念のため2週間の経過観察期間を取ることが望まれます。

したがって、1人の派遣職員は、派遣期間1週間＋経過観察期間2週間の計3週間、派遣元施設での勤務から離れることとなります。

問27 派遣期間中に感染者に近づく機会があった場合、PCR検査は受けられますか？

答 派遣職員の居住地を管轄する圏域（甲府、中北、峡東、峡南、富士・東部）の保健所が濃厚接触者と認め、帰国者接触外来の医師が必要と判断した場合には、PCR検査を受けることができます。

問28 休日や勤務時間、休憩時間はどうなりますか？

答 休日や勤務時間、休憩時間は、派遣期間中の各勤務日ごとに、派遣協定で定めます（勤務日ごとにシフトが変わることも想定されるため）。

問29 休日勤務や時間外勤務はあるのですか？

答 原則として、派遣職員には休日勤務等をさせないものとします。派遣先は、派遣職員に対して直接、休日勤務等を求めてはいけません（派遣協定第6条、第7条）。ただし、派遣先が派遣元に休日勤務等を求めた場合で、派遣元が必要と認めるときは、派遣職員が同意する場合に限り、休日勤務等をさせることができます（同）。

問30 派遣期間中の給与は、誰が負担するのですか？

答 職員を登録した施設同士の相互協力の枠組みですので、派遣期間中の給与は派遣元にご負担いただきます（派遣協定第8条）。

派遣元の給与規程で、休日手当、時間外手当、深夜手当等を支給している場合は、これらの手当も派遣元にご負担いただきますが、休日勤務、時間外勤務を行う場合

は、派遣元と派遣職員の同意が必要です（問 29 参照）。また、深夜勤務を行う場合は、あらかじめ派遣協定で定めておくことになります（派遣協定別表）。

問31 派遣職員の交通費・宿泊費は、誰が負担するのですか？

答 派遣職員が派遣業務に従事するに当たり、住居から派遣施設への移動に要する交通費と、宿泊を要する場合の宿泊費は、予算の範囲内で県が負担します（交通費（車賃）は1キロメートルにつき 37 円、宿泊費は1泊 13,100 円）。

問32 県が負担する交通費・宿泊費は、どのように支払われますか？

答 派遣職員が県に請求するのが原則ですが、手続が煩雑になるため、手続を派遣元に委任することができます。この場合、派遣元は、受領した交通費・宿泊費を本人に確実に支払うこととします。

問33 社会保険、労災保険等はどうなりますか？

答 派遣職員の社会保険、労災保険等は、もともと派遣元で加入していると考えられますので、それを継続していただきます（派遣協定第10条）。

派遣職員が派遣業務中に怪我をした場合、労災の対象になります。派遣職員が感染症に感染した場合も、派遣業務が原因で感染したことが明らかな場合は、労災の対象となります。

問34 マスク、消毒液等は支給されますか？

答 県でもこれらの物資の調達を進めており、用意が調い次第、支給します。それまでは、派遣先や派遣元でやりくりしていただくようお願いいたします。

問35 派遣期間中に、派遣元の施設で感染症が発生した場合はどうなりますか？

答 派遣元の施設で感染症が発生し、職員に不足が生じた場合などは、派遣元は、派遣先に派遣の中止を請求することができます。

この場合、派遣先は、必要であれば、あらためて県に職員の派遣依頼をすることになります。

問36 派遣職員が入所者に怪我をさせた場合などの責任はどうなりますか？

答 派遣職員は派遣元が雇用していますので、派遣元が損害賠償を負うこととなりますが、その損害が派遣先の助言により生じた場合は、この限りではありません。損害が派遣職員と派遣先の双方に起因する場合は、協議して損害の負担割合を定めることとなります（派遣協定第16条）。

問37 派遣職員として派遣された場合、割増賃金（危険手当）は支給されますか？

答 予算の範囲内で県が負担します（派遣協定第9条。金額は1時間につき 1,500 円）。派遣元は、割増賃金（危険手当）を県に請求し、本人に確実に支払うこととします。

問38 派遣職員が新型コロナに罹患した場合に備えて保険に加入した場合、保険料は支給されますか？

答 予算の範囲内で県が負担します。

派遣元は、保険料を県に請求することができます。